

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和5年10月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

| | |
|----|--|
| 件名 | 下水道処理区域内への浄化槽設置について |
| 概要 | 下水道処理区域内において住居を新築する場合、一般的に浄化槽は新設できるのでしょうか。 |
| 対応 | <p>下水道法では、下水道処理区域内では下水を公共下水に流入させる排水設備を設置する義務があります（下水道法 10 条 1 項）。</p> <p>また、これを前提として、建築基準法では、下水道処理区域内の便所は公共下水に連結した水洗便所としなければならない旨規定しております（建築基準法 31 条 1 項）。</p> <p>そのため、下水道処理区域内では一般的には浄化槽は新設できないとされています。</p> |